

—主催—
函館司法書士会



函館司法書士会
公式キャラクター
函館熊太郎

相続登記の専門家!

司法書士による

相続 相談会!!

無料



ご相談者様に
エンディングノート
をプレゼント!!

開催日時

令和8年
2月28日 土

10:00~16:00 [最終受付 15:00]

※予約状況によって、ご希望のお時間にご案内できない場合も
ございます。あらかじめご了承ください。

会場

函館市亀田
交流プラザ
3階 大会議室1

函館市美原1丁目26-12

●バス「亀田支所前」下車徒歩2分



駐車場あり

注目ニュース!

相続登記が義務化されました! (令和6年4月1日施行)

不動産を相続したことを知った日から**3年以内**に、
相続登記を行う必要があります。義務化前に相続した
不動産も、**令和9年3月末まで**に手続きが必要です。

詳しくは、右記のQRコードから
特設サイトをご覧ください! ▶



注目ニュース!

住所や氏名の変更登記も義務化が始まります!

今年4月1日から、不動産の所有者は、住所や氏名・
名称が変わった日から**2年以内**に、変更登記を行う必
要があります。(義務化前の変更の場合は、令和10
年3月末まで) 正当な理由なく手続きをしない場合は
過料の対象になることがあります。

お問い合わせ・ご予約

【受付時間】9:00~16:00 (平日)

※函館司法書士会では、毎週火曜日に無料相談を実施しております。
当日ご都合が合わない場合もまずはお気軽にお問い合わせください。

0120
FREEDIAL

0120-13-7832

いさんのはやみに

事前予約制

こんなお悩みございませんか？

相続手続

相続が開始されると煩雑で様々な手続きが必要です

7日以内

3ヶ月以内

4ヶ月以内

10ヶ月以内

3年以内

被相続人の死亡

死亡届の提出

葬儀準備

相続放棄・限定期承認

●相続人の確定
●相続財産の調査
●遺言書の有無の確認

準確定申告

●被相続人の所得確認

相続税の申告と納付

●相続財産の評価
●遺産分割協議書の作成
●遺産分割協議書の評価

各相続財産の名義変更

●不動産登記
●銀行・証券手続き

相続登記

相続を知ってから
3年以内に相続登記
をしなければ、
10万円以下の過料
が科されることに！



相続手続きって何から手を
付ければいいのかわからない。

相続が開始されると名義変更・登記・相続税申告・
役所への各種手続きが必要になってきます。
また、期間の制限のあるものや煩雑な手続きが必要
なものもあります。お悩みの方はこの機会に専門家
へご相談ください。



遺言作成

大切な家族をお守りし、ご自身の意思を伝える大切な手段です



財産が少しでも遺言を
書く必要ってあるの？
遺言を書く際の注意点は？
書き方に不安がある。

財産の大小は関係なく、財産を遺したい人がいる場
合は遺言の内容を考えておきましょう。また、遺言
書をご自身で書く際には注意が必要です。書き方によ
っては、遺言が無効になってしまったり、手続きをスムーズに行
うことができない場合があります。有効な遺言書を書くために専門家へ相談しま
しょう。



不動産問題

不動産に関する相続のギモンにお答えいたします



親から不動産を相続
したがどうすればいい？
相続登記の義務化って何？

不動産を相続した場合に登記せず放置していると、
売却ができなかったり、後々空き家問題に発展し
たりと、あらゆる問題が発生します。また、義務
化により期限も設けられました。後回しにせず、
問題が発生する前に専門家へ相談しま
しょう。



相続放棄

遺産はプラスになるものだけではありません



亡くなった親・親族に
多額の借金があった。

被相続人の財産がプラスよりマイナスが多ければ、
相続放棄をした方がいいケースもあります。相続
放棄は例外を除き「相続開始を知った時から3ヶ
月以内」という期限があります。詳細は専門家に
ご相談ください。

